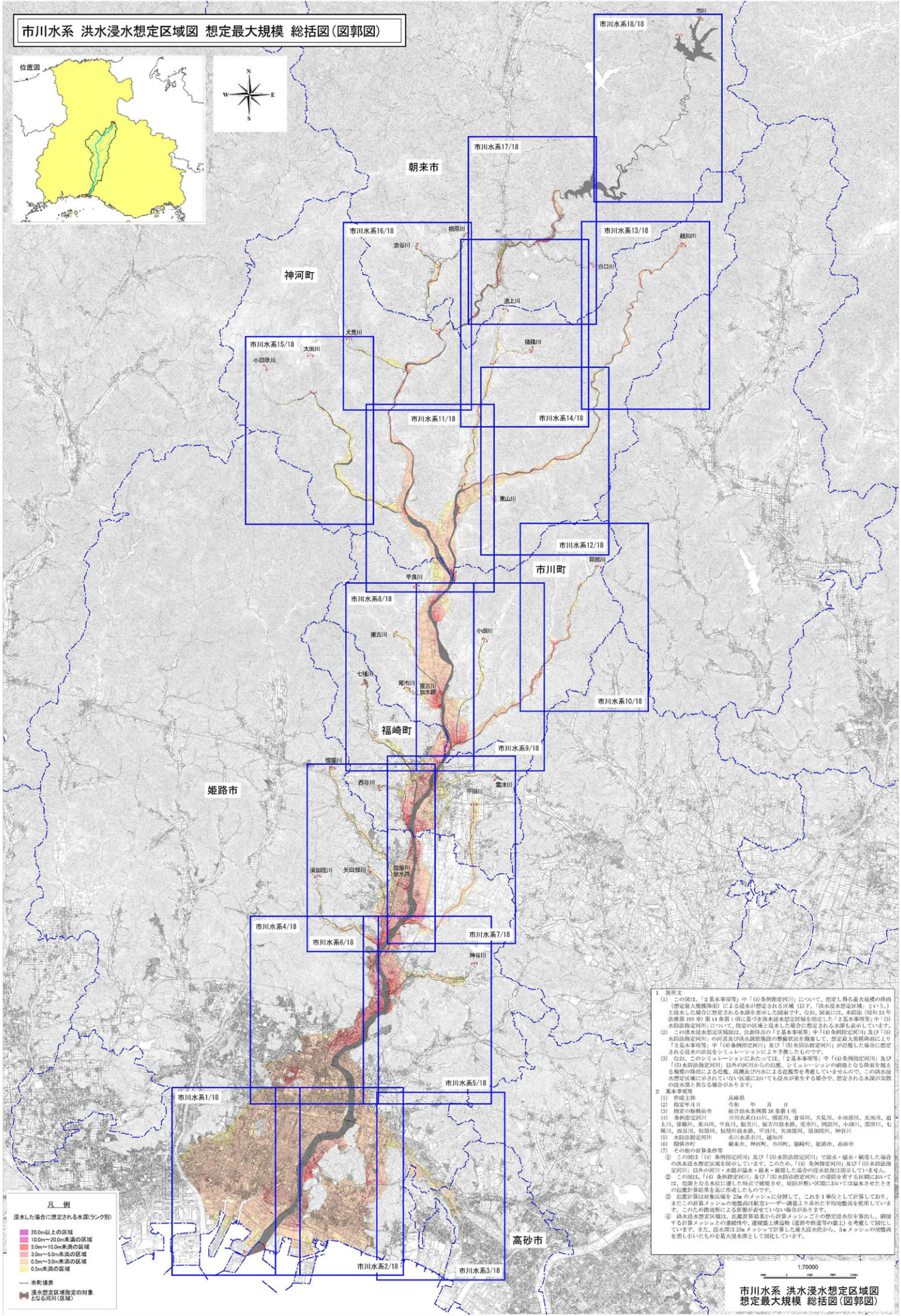


市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模 総括図(図郭図)

位置図



凡例

- 20.0m以上の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 2.0m～5.0m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域
- 市町境界
- 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川(区域)

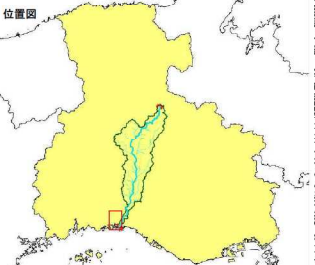
1 製図文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される浸水深を表示した図面です。なお、図面には、本図(昭和59年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される浸水深を表示しています。
 (2) この洪水浸水想定区域は、公的データの「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防指定河川」の河道及び洪水調節施設の状態を踏まえて、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより算出したものです。
 (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの範囲となる河川を想定する範囲の地形による氾濫、高潮及び波浪による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 高槻県
 (2) 指定年月日 令和 年 月 日
 (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第28条第1項
 (4) 条例指定河川 市川水系白川、鶴原川、倉谷川、大見川、小田原川、太田川、道土川、新堀川、栗山川、白川、飯沼川、飯沼川取水路、尾田川、間瀬川、小瀬川、雲津川、七尾川、西谷川、飯沼川取水路、市川川、矢野川、新堀川、神谷川
 (5) 水防指定河川 市川水系市川、越知川
 (6) 関係市町 朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市
 (7) その他の計算条件等
 この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防指定河川」で洪水・越水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域を算出しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防指定河川」以外の河川、水防設備・越水・氾濫した場合の浸水状況は表示していません。
 この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防指定河川」の堤防を有する区域においては、想定とする水位に達した時点で堤防が破壊し、堤防が破壊した区域において浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 ③ 氾濫計算対象区域を25mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高を標高1メートルより低い地形高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水深を算出し、関係する計算メッシュとの浸水性や、浸水深1メートル(堤防の設置等の高さ)を考慮して算出しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として算出しています。

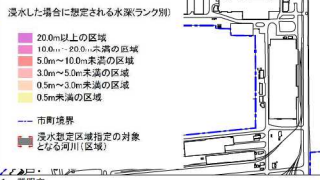
1:70000

市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模 総括図(図郭図)

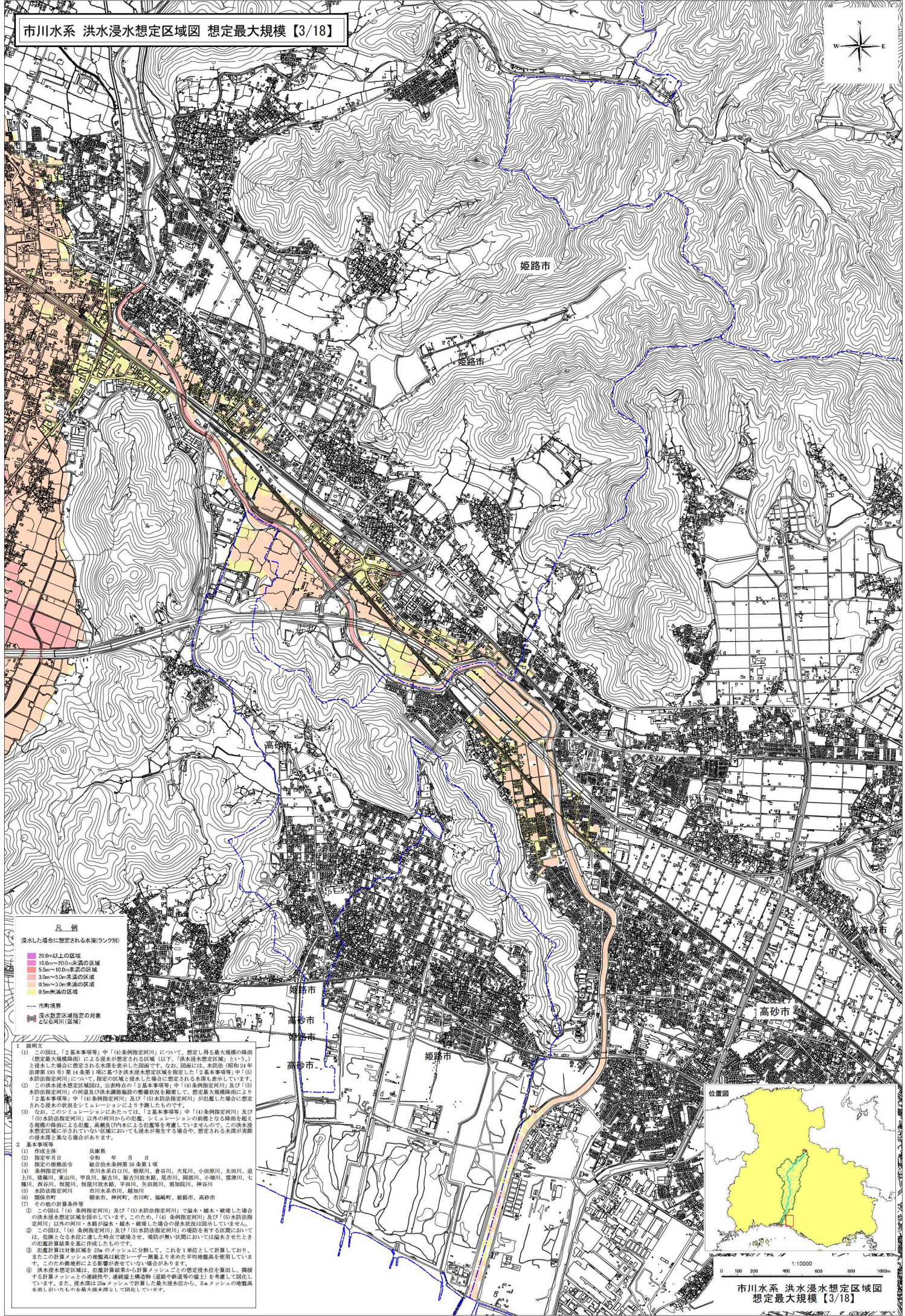
市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【1/18】



姫路市



- 1 説明文
- この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「浸水想定区域」という。)を示した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和49年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 - この浸水想定区域図は、公衆の安全を目的とする基本事項等中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河況及び洪水調節施設の状態を考慮して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を越える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域図に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- 1 審議主体 兵庫県
 - 2 指定年月日 令和 年 月 日
 - 3 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
 - 4 条例指定河川 市川本白川、姫路川、香谷川、大見川、小田原川、太田川、道土川、猪俣川、東山川、甲良川、振古川、振古川放水路、尾市川、岡部川、小畑川、雲津川、七瀬川、西谷川、畑原川、畑原川放水路、平田川、矢田部川、須加部川、神谷川
 - 5 水防法指定河川 市川本白川、姫路川
 - 6 関係市町 朝来市、神岡町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市
 - 7 その他の計算条件等
 - この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・越水・破堤した場合の浸水想定区域を提示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。
 - この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の範囲を定する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が崩壊する区域については浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 - 氾濫計算対象区域を25mメッシュに分割して、これを1層として計算しており、またこの計算メッシュの幅は等高線間隔より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
 - 浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性、連続性と浸水幅(国勢や河川の状況)を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。



凡例

浸水した場合に想定される水深(深さ)別

20.0m以上の区域
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域

— 市町村境界

— 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川(区画)

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)を示した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和49年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設等の現状を基として、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションはあくまで、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域図に示されていない区域においても浸水が生ずる場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 行政主体 長崎県

(2) 指定年月日 令和 年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 市川、相模川、香取川、大井川、小田原川、太田川、七尾川、猪苗代川、東山川、甲良川、飯沼川、飯沼川、尾川、小湊川、雲津川、七尾川、西谷川、飯沼川、飯沼川放水路、平田川、矢田部川、須賀川、神谷川

(5) 水防法指定河川 市川、相模川、香取川、大井川、小田原川、太田川、七尾川、猪苗代川、東山川、甲良川、飯沼川、飯沼川放水路、尾川、小湊川、雲津川、七尾川、西谷川、飯沼川、飯沼川放水路、平田川、矢田部川、須賀川、神谷川

(6) 関係市町 相模市、神谷町、市川町、飯沼町、飯沼町、高砂市

(7) その他の計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を提示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の氾濫を考慮する範囲においては、危険となる水位に達した時点で破綻させ、堤防が無い区域については浸水想定最大規模の氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1層ごとに計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの高低差や、堤防高さとの関係(図面外指定)を考慮して算出されています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

